

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年12月23日(2021.12.23)

【公表番号】特表2021-503010(P2021-503010A)

【公表日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2021-005

【出願番号】特願2020-544727(P2020-544727)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/41 (2006.01)

A 6 1 P 25/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/41

A 6 1 P 25/08

【手続補正書】

【提出日】令和3年11月12日(2021.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

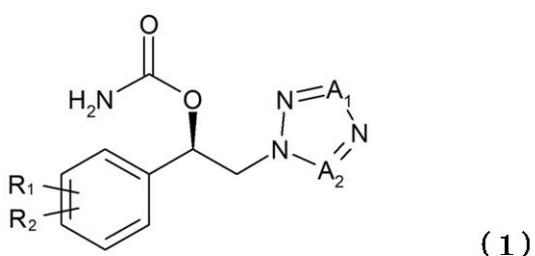
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

治療有効量の下記式(1)

【化1】



(式中、R₁及びR₂が、それぞれ独立して、水素、ハロゲン、C₁ - C₈アルキル、ハロC₁ - C₈アルキル、C₁ - C₈チオアルコキシ及びC₁ - C₈アルコキシからなる群から選ばれ、A₁及びA₂の一方はCHであり、他方はNである。)で示されるカルバメート化合物、又はその薬学的に許容される塩、溶媒和物若しくは水和物を含む、欠神発作又は欠神発作を示すてんかんの予防、軽減又は治療のための医薬。

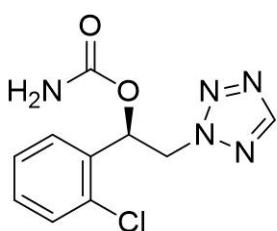
【請求項2】

R₁及びR₂が、それぞれ独立して、水素、ハロゲン及びC₁ - C₈アルキルからなる群から選ばれることを特徴とする請求項1に記載の医薬。

【請求項3】

式(1)のカルバメート化合物が、下記式(2)

【化 2】



(2)

で示されるカルバミン酸(R) - 1 - (2 - クロロフェニル) - 2 - テトラゾール - 2 - イル) エチルエステルであることを特徴とする請求項 1 に記載の医薬。

【請求項4】

欠神発作又は欠神発作を示すてんかんを患っている対象が、脳波記録（EEG）において、棘・徐波発射（SWD）を示すことを特徴とする請求項1に記載の医薬。

【請求項5】

欠神発作を示すてんかんが、小児欠神てんかん、ミオクロニー欠神てんかん、若年性欠神てんかん、若年性ミオクローヌスてんかん、ジーボンス症候群（欠神を伴う眼瞼ミオクロニー）、ファンтом欠神を伴う遺伝性全般てんかん、及びレノックス・ガストー症候群からなる群から選ばれることを特徴とする請求項1に記載の医薬。

【請求項 6】

欠神発作が、定型欠神発作であることを特徴とする医薬。

【請求項 7】

欠神発作が、非定型欠神発作であることを特徴とする請求項1に記載の医薬。

【請求項 8】

哺乳動物投与用に製造されることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の医薬。

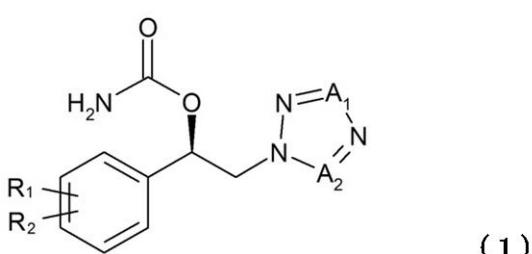
【請求項 9】

式(1)のカルバメート化合物の治療有効量が、遊離形で1日1回の投与に基づいて、50mg～500mgであることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の医薬

【請求項 10】

治療有效量の下記式(1)

后序



(式中、R₁及びR₂が、それぞれ独立して、水素、ハロゲン、C₁ - C₈アルキル、ハロC₁ - C₈アルキル、C₁ - C₈チオアルコキシ及びC₁ - C₈アルコキシからなる群から選ばれ、A₁及びA₂の一方はCHであり、他方はNである。)で示されるカルバメート化合物、又はその薬学的に許容される塩、溶媒和物若しくは水和物を含み、さらに薬学的に許容される担体を1種以上含む、欠神発作又は欠神発作を示すてんかんの予防、軽減又は治療のための医薬組成物。

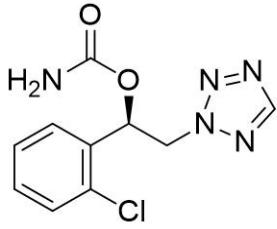
【請求項 11】

R_1 及び R_2 が、それぞれ独立して、水素、ハロゲン及び $C_1 - C_8$ アルキルからなる群から選ばれることを特徴とする請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 1 2】

式(1)のカルバメート化合物が、下記式(2)

【化4】



(2)

で示されるカルバミン酸(R)-1-(2-クロロフェニル)-2-テトラゾール-2-イル)エチルエステルであることを特徴とする請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項13】

欠神発作又は欠神発作を示すてんかんを患っている対象が、脳波記録(EEG)において、棘・徐波発射(SWD)を示すことを特徴とする請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項14】

欠神発作を示すてんかんが、小児欠神てんかん、ミオクロニー欠神てんかん、若年性欠神てんかん、若年性ミオクローヌスてんかん、ジーボンス症候群(欠神を伴う眼瞼ミオクロニー)、ファントム欠神を伴う遺伝性全般てんかん、及びレノックス・ガストー症候群からなる群から選ばれることを特徴とする請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項15】

欠神発作が定型欠神発作であることを特徴とする請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項16】

欠神発作が非定型欠神発作であることを特徴とする請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項17】

哺乳動物投与用に製造されることを特徴とする請求項10~16のいずれか1項に記載の医薬組成物。

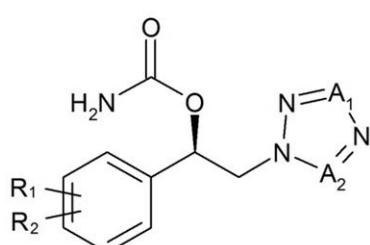
【請求項18】

式(1)のカルバメート化合物の治療有効量が、遊離形で1日1回の投与に基づいて、50mg~500mgであることを特徴とする請求項10~16のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項19】

欠神発作又は欠神発作を示すてんかんの予防、軽減又は治療のための医薬を製造するための、下記式(1)

【化5】



(1)

(式中、R₁及びR₂が、それぞれ独立して、水素、ハロゲン、C₁-C₈アルキル、ハロC₁-C₈アルキル、C₁-C₈チオアルコキシ及びC₁-C₈アルコキシからなる群から選ばれ、A₁及びA₂の一方はCHであり、他方はNである。)で示されるカルバメート化合物、又はその薬学的に許容される塩、溶媒和物若しくは水和物の使用。

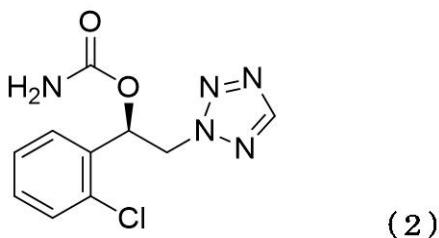
【請求項20】

R₁及びR₂が、それぞれ独立して、水素、ハロゲン及びC₁-C₈アルキルからなる群から選ばれることを特徴とする請求項19に記載の使用。

【請求項21】

式(1)のカルバメート化合物が、下記式(2)

【化6】



で示されるカルバミン酸(R)-1-(2-クロロフェニル)-2-テトラゾール-2-イル)エチルエステルであることを特徴とする請求項19に記載の使用。

【請求項22】

欠神発作又は欠神発作を示すてんかんを患っている対象が、脳波記録(EEG)において、棘・徐波発射(SWD)を示すことを特徴とする請求項19に記載の使用。

【請求項23】

欠神発作を示すてんかんが、小児欠神てんかん、ミオクロニー欠神てんかん、若年性欠神てんかん、若年性ミオクローヌスてんかん、ジー・ボンス症候群(欠神を伴う眼瞼ミオクロニー)、ファントム欠神を伴う遺伝性全般てんかん、及びレノックス・ガストー症候群からなる群から選ばれることを特徴とする請求項19に記載の使用。

【請求項24】

欠神発作が定型欠神発作であることを特徴とする請求項19に記載の使用。

【請求項25】

欠神発作が非定型欠神発作であることを特徴とする請求項19に記載の使用。

【請求項26】

医薬が哺乳動物投与用であることを特徴とする請求項19～25のいずれか1項に記載の使用。

【請求項27】

式(1)のカルバメート化合物の治療有効量が、遊離形で1日1回の投与に基づいて、50mg～500mgであることを特徴とする請求項19～25のいずれか1項に記載の使用。